

政治資金の高い透明性の確保を求める意見書

自由民主党の派閥や所属議員をめぐる政治資金収支報告書への不記載問題を受け、「政治資金規正法の一部を改正する法律案」が6月19日に可決・成立し、6月26日に公布された。

この改正法には、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、収支報告書の不記載及び虚偽記入に係る収入等の国庫納付制度の導入、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げなどの再発防止策が盛り込まれた。

一方で、附則においては、政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容、政治資金に関する独立性が確保された機関による監査の在り方を含めた具体的な内容、自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外に向けた措置の在り方などの事項について協議を継続し、今後必要な措置が講ぜられるものとされたところである。

また、国会議員に月額100万円が支給される「調査研究広報滞在費」（旧文書通信交通滞在費）の使途公開に必要な関連法改正も今後の課題として残されている。

今般の政治資金問題に対しては県民から大変厳しい声が数多く寄せられており、政治に対する信頼回復に向けた取組は急務である。

よって、国におかれては、改正された政治資金規正法の遵守、同法の附則で求められた事項の早期実現、調査研究広報滞在費の使途公開等に取り組み、政治資金の高い透明性が確保されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 加藤 漠

衆議院議長 }
参議院議長 } 様
内閣総理大臣 }
総務大臣 }